

令和6年11月15日

各位

いわき信用組合  
理事長 本多洋八

## 不祥事件の発覚並びに第三者委員会の設置について

この度、下記の通り不祥事件が発覚いたしました。現時点で把握している不祥事件は三事案あり、下記事案①、②につきましては、長期間に亘り隠蔽されていたほか、事案③につきましては本部並びに監督官庁に対し未報告となっていたことが内部調査の過程で判明したものであります。信用を第一とする金融機関として、このような重大な事態を招いたことにつきまして、誠に申し訳なく、役職員一同深く反省しております。

当組合は、こうした事態を重く受け止め、この度、弁護士及び公認会計士といった第三者の専門家から構成される「第三者委員会」を設置し、これら不祥事件の事実関係、並びに類似事案有無の客観的調査を徹底的に行うとともに長期間に亘り隠蔽された原因分析並びに再発防止策の検討をおこない、厳正に対処してまいります。

### 記

#### 1. 不祥事件の内容

##### 事案①

＜旧経営陣による迂回融資＞

平成20年（2008年）7月ごろ当時当組合の大口融資先であった企業の資金繰りを支援するために、当時の代表理事らが協議の上、個人名義による融資をおこない、その後も迂回融資を続けていたものです。

##### 事案②

＜元職員による横領事件及びその隠蔽＞

平成26年（2014年）7月に所属店舗に勤務していた当時係長の元職員が横領をおこなっていたことについて、旧経営陣が隠蔽していたものです。

##### 事案③

＜元職員による現金の着服事件＞

平成21年（2009年）6月ごろ、所属店舗に勤務していた当時次長の元職員が金庫内にあった現金を着服した事実がありましたが、数時間後に返却されたことから当時の支店長が本部に対し一切の報告をおこないませんでした。そのため監督官庁に対しても未報告となっていたものです。

## 2. 発覚の端緒

令和6年10月初めに上部団体である全国信用協同組合連合会（全信組連）から、旧ツイッターの「X」に『元信用組合職員』と名乗る者が当組合を名指しして不祥事を隠蔽しているとの投稿があると連絡を受け、内部調査を進めた結果、「投稿の内容はおおむね事実」と判明しました。

## 3. 監督官庁への届出

事件発覚後、上記三事案について、速やかに法令等に基づき監督官庁へ届出しました。

## 4. 関係する元役員および関係者の処分

今後の第三者委員会の調査結果を踏まえ、退任している関係役員を含めて関係者の責任の所在を明らかにし、相応かつ厳格に対処してまいります。

## 5. 前会長の退任

本不祥事件の隠蔽をおこなってきた前会長から辞任・退任の申し出があり、11月1日に行われた理事会において承認の決議を致しました。

## 6. 再発防止と今後の対応

当組合は、こうした事態を重く受け止め、この度、弁護士及び公認会計士といった第三者の専門家から構成される「第三者委員会」を設置し、これら不祥事件の事実関係、並びに類似事案有無の客観的調査を徹底的に行うとともに長期間に亘り隠蔽された原因分析並びに再発防止策の検討をおこない、厳正に対処してまいります。

加えまして、今後の経営改革にあたっては、上部団体である全信組連に相談のうえ、適切なサポートを受けながら、体制整備に万全を期してまいります。

### 第三者委員会の構成

委員長：弁護士 新妻弘道氏（磐城総合法律事務所）  
委員：弁護士 小川尚史氏（日比谷パーク法律事務所）  
委員：公認会計士 尾田智也氏（尾田智也公認会計士事務所）

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

本部：0246-92-4111 担当：金成、戸澤

\*受付時間：平日午前9時～午後5時